

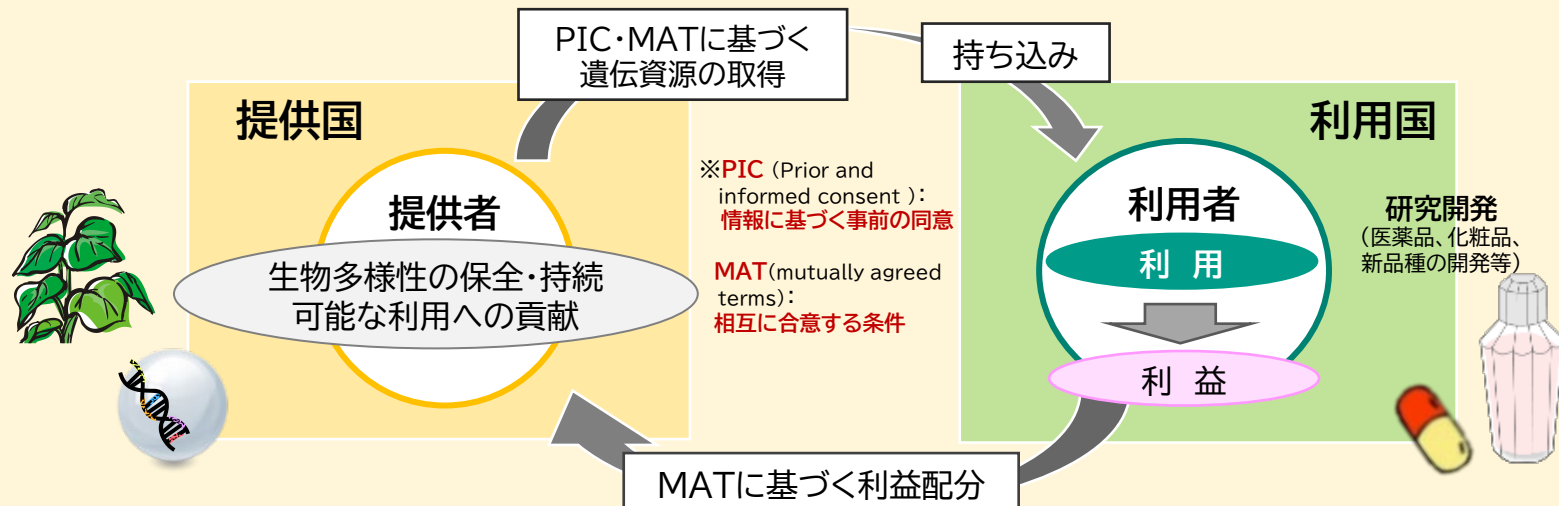
生物多様性条約・名古屋議定書が規定する遺伝資源に関する利益配分

生物多様性条約

- 1993年に発効(我が国は同年に締結)。196カ国・地域が締結。米国は非締約国。
- 条約の目的は、①生物多様性の保全
②生物多様性の構成要素の持続的な利用
③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分
- 各国は、自国の天然資源に対する主権的権利を有する、遺伝資源の取得の機会について定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属する、などが規定

名古屋議定書

- 2014年に発効(我が国は2017年に締結)。142カ国・地域が締結(2026年9月時点)。
- **生物多様性条約**の下に定められた「**遺伝資源の利用**」による利益の公正・衡平な分配(**Access and Benefit-Sharing; ABS**)のための国際ルール。締約国が執るべき手続を明確化。



名古屋議定書について

議定書が各国に求めていること

- **提供国**: 「提供国の同意」・「契約の締結」を遺伝資源取得の前提とする確実・明確・透明なルール策定(※)
- **利用国**: 自国で利用される遺伝資源が提供国法令を遵守して取得されたこととなるようなルール策定
- その他: ABSクリアリングハウス(国際的な情報交換センター)への提供国法令・許可証情報掲載等

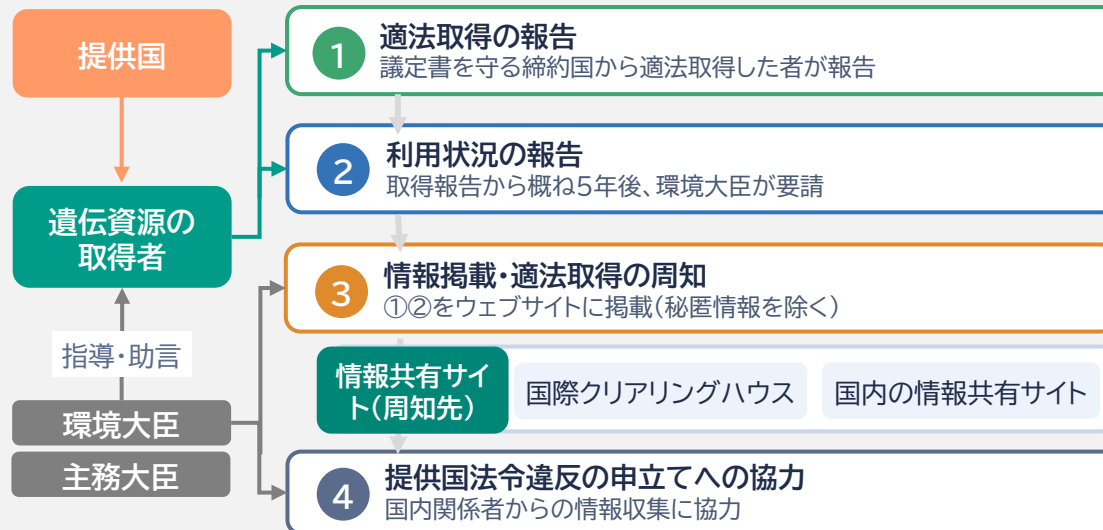
※別段の決定を行う場合を除く

※財務・文科・厚労・農水・経産・環境の共同告示

国内措置:ABS指針(2017年8月20日施行)

1. 利用国としての措置

◆ 遺伝資源の適法取得情報を確認し、国内外に周知



POINT

- ・適法取得の旨を国内外に周知
- ・秘匿情報は掲載対象から除く
- ・別段の決定を行う場合を除く
- ・未報告なら環境大臣が報告を求め取得者へ指導・助言
- ※関連する伝統的知識の取得時はその旨も併せて報告

2. 提供国としての措置

- ◆ 当面特段の措置を講じず
(社会的情勢の変化等を勘案し、必要と認めるときは、所要の措置を講ずる)

3. ABSに関する奨励規定

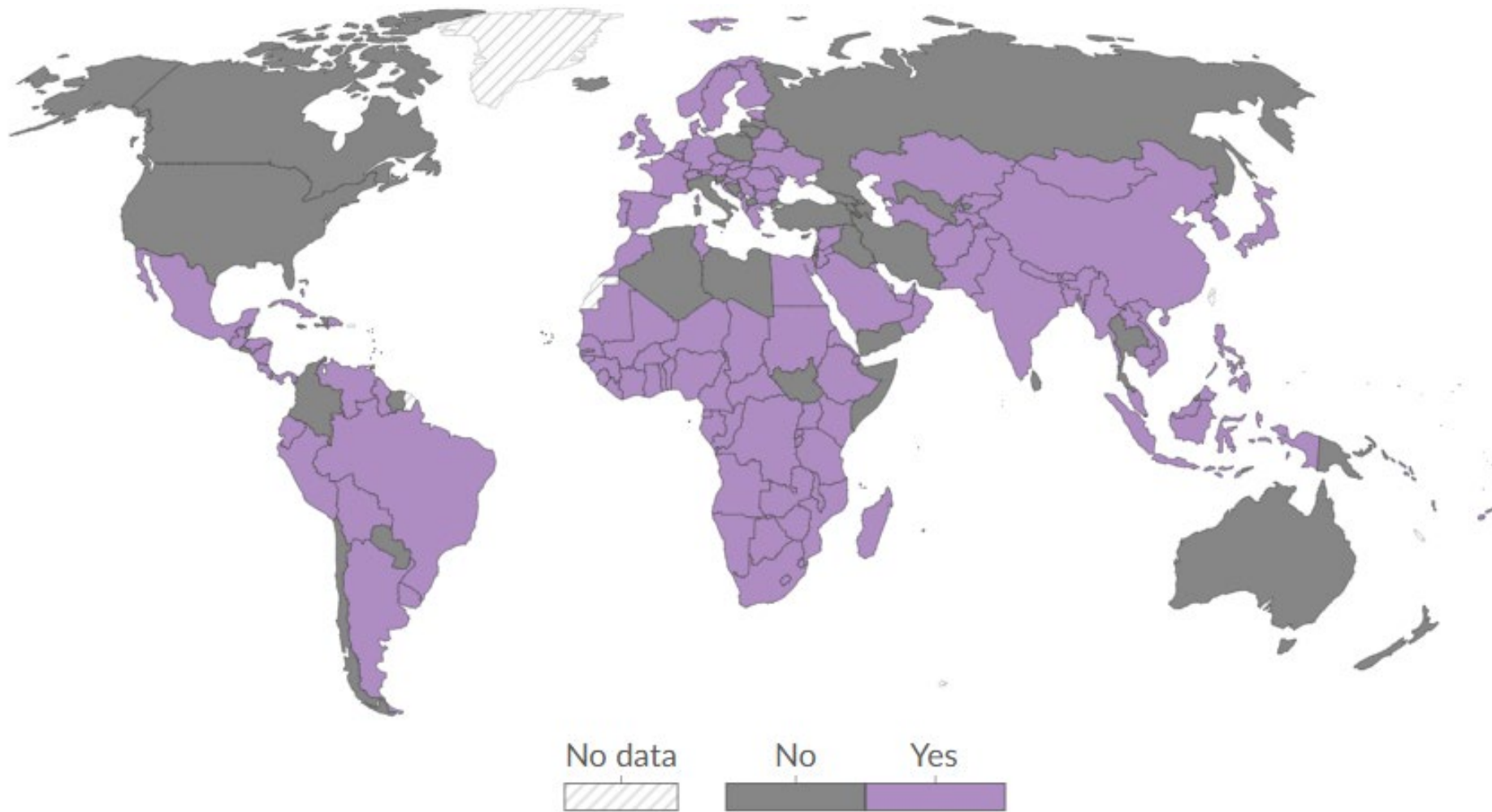
遺伝資源の提供者・利用者

- ・公正・衡平な利益配分契約の締結
- ・利益の生物多様性の保全等への充当等

遺伝資源利用の関連業界等

- ・契約条項のひな形
 - ・行動規範・指針
 - ・最良の実例等
- 作成・利用促進

名古屋議定書の締約国



(引用) [Countries that are party to the Nagoya Protocol, 2025](#)